

## 第26回入善町農業委員会議事録

令和7年9月8日午後3時30分から第26回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名            委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真 一 郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会 事務局長	長 島 努
入善町農業委員会 主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会 主 事	前 川 祐 喜 子

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第92号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第93号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第94号 農地法第5条の規定による意見進達について

議長（米山 義隆）

皆様、おつかれさまです。いよいよ9月に入り、入善町の各地で黄金のように光る稲の刈り取りが始まっております。始まった途端に雨が続いておりますが、秋を感じさせないような夏の雰囲気のまま秋作業に入っております。皆さんの関心事というのは、今の米価の高騰が異常なほど上がっております。東京での大手卸でも富山県産の米は高騰しております。あまりにも高くなりすぎると、小売りでの価格が高騰してしまい、消費が伸びなくなるのではという懸念もあります。ただ、国が増産する方向を示しておりますが、無謀な増産は価格の暴落を招きかねないという点を心配しております。私自身も考量する中で、どのくらいの値付けがいいのか頭を悩ませながら価格を決定しているところですが、消費を衰退させないということが一番大事だと考えております。毎年10万トンずつ減っていくと言われていたましたが、減らずに消費する分が足りなくなったということで、作況指数の発表の失敗ということでしたが、やはり正しい需給見通しの指標を出すべきだと考えております。我々としてはたくさん作らせてもらえれば一番いいですが、過剰にならないようにどのようにしていけばよいか攻めていくのが来年度に向けて大切なことかなと考えております。

いずれにしても稲刈りは始まったばかりです。十分な体調管理をしていただき、労働安全に十分に注意いただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。



この申請地は、譲受人の〇〇さんの自宅敷地の裏にあり、〇〇さんが家庭菜園として耕作していましたが、所有者の〇さんから購入してほしいと依頼があり、〇〇さんに所有権移転するため、今回の申請となりました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、上田委員にいただいております。

続きまして、申請番号3番、農地の所在地は、入善町神林〇〇〇の1筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は397㎡です。

申請地の位置図は、議案書の3ページをご覧ください。

譲渡人は、入善町田中〇〇〇の〇 〇〇さん、譲受人は、入善町神林〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲受人の新築住宅建設予定地、入善町神林〇〇〇に隣接しており、隣接する農地も新築住宅とともに、譲受人に所有権移転するため、今回の申請に至りました。

また、譲受人は神林〇〇〇に住宅を新築して居住する予定であり、申請地は畑として利用する予定です。神林〇〇〇については、この後、農地法5条の議案でも説明いたします。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、五十里委員にいただいております。

以上3件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まずは申請番号1番、嶋先委員をお願いします。

嶋先委員

事務局の説明のとおりで、特に補足することはありませんが、〇〇さんも〇〇さんも道古の出身ですので、知っておりますが、敷地内の空き家を解体して新築する予定とのことで、そこに隣接する畑になりますが特に問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。次に申請番号2番、上田委員をお願いします。

上田委員

事務局の説明のとおりですが、地図のとおり住宅に囲まれた畑ですが、本人さんが耕作されるということなので、特に問題ないと考えハンコを押しました。〇さんはこういった土地をいくつか持っており、処分しているということでした。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。次に申請番号3番、五十里委員をお願いします。

五十里委員

事務局の説明のとおりです。問題ないと判断しハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第92号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第93号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第93号「農地法第4条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。

申請番号1番、申請地は入善町五郎八〇〇〇の1筆、地目は田、面積は240㎡、申請人は入善町五郎八〇〇〇の〇〇〇さんです。申請地の位置図は議案書の5ページをご覧ください。

申請人の〇〇さんは、昭和60年頃に事業拡大に伴い、申請地に農業用格納庫を建設しました。建築時には敷地面積が200㎡未満と認識していたため、農地転用申請は不要と考えていましたが、この敷地を改めて測量したところ240㎡であり、転用申請が必要なことが判明したため、是正のために始末書をつけて申請するものです。

申請地の農地区分は第1種農地ですが、転用目的が「農業用格納庫敷地」であり、許可基準の「農業用施設」の項目に適合するため、農地区分と転用目的には問題がありません。また、この申請地は農用地区域外の土地であり、入善土地改良区の同意書等も添付されていることから、本案件は転用可能と考えます。

農業委員の意見書は、竹田委員にいただいております。

以上、1件です。よろしく申し上げます。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました竹田委員から補足説明をお願いします。

竹田委員

先月の初旬に行政書士から依頼があり、事務局から説明のあったとおりのお話を聞き、現地確認をしてきました。すでに農機具格納庫が建っており、転用が必要な面積ということで適当と認めハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。それでは質疑に入りたいと思います。

田中委員

ここはたしか春先に火災があった場所かと思いますが、その後復旧されてますか。

竹田委員

本宅の方が火災に見舞われ、周辺の納屋も火災になりましたが、この格納庫は無事でした。

議長（米山 義隆）

私もその現場にいたので思い出しているんですが、東側は農地になっていたかと思うんですが。

竹田委員

このL型になっている部分はハウスが建っていた部分で、基本的に1筆だったんですが、格納部分で分筆して転用申請した形になります。

事務局

補足ですが、このL字になっている隣接地は以前、農振除外の案件でも出てきた部分になりますが、申請者の息子が家を新築する予定でした。農振除外完了後に火災が発生したため、息子さんが家を新築するという計画の変更を検討しているという状況です。

竹田委員

除外した部分は農用地区域に復活する予定ですか。

事務局

まだ計画中で検討中とのことです。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第93号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第94号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第94号「農地法第5条の規定による意見進達について」次のとおり許可申請がありましたので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、申請地は入善町吉原〇〇〇〇、地目は田、面積は273㎡です。申請地の位置図は7ページをご覧ください。譲渡人は、入善町吉原〇〇〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は黒部市〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。転用理由は一般住宅敷地になります。

譲受人の〇〇 〇〇さんは、黒部市のアパートに奥さんと居住していますが、お子さんが生まれるのを機に、生活拠点を奥さんの実家の近くに移すことを検討しています。実家では生活スペースが手狭であることから、住宅を新築する計画を立て、奥さんの両親の老後の世話や育児に協力してもらいやすいことなどを検討した結果、実家に隣接する申請地が最も適していると考え、今回の申請になりました。



本人さんが納得しておられるとのことですよ。

小林職務代理者

この隣接耕作者はどなたですか。

寺田委員

本人が耕作者です。

小林職務代理者

本人が耕作者なら犬走の問題はないということですね。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第94号、農地法第5条の規定による意見進達について、原案通り県知事へ進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は県知事へ進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。  
令和7年10月10日金曜日午後1時30分より行います。  
それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（令和7年度視察研修日程案について）

事務局

（富山県農業委員会研修大会について）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これをもちまして、第26回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年10月10日金曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時10分）